

納税協会 ニュース

平成24年4月

納税協会ホームページURL

<http://www.nouzeikyokai.or.jp>

 **納税協会** 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)



トピックス

ひかり税理士法人

法人税等における当初申告要件等の制限の改正について

——いわゆる当初申告要件等の制限の見直し——

(国税庁)

国税庁は2月29日、「いわゆる当初申告要件及び適用額の制限の改正について」と題する情報を公表しました。これは、平成23年12月2日に公布された平成23年度税制改正に係る法人税法及び租税特別措置法において、「更正の請求範囲」が拡大されたことに対応したものです。

情報では、当初申告要件及び適用額の制限に関する改正の概要や具体例が、Q & A形式によって紹介されています。改正内容としては、一部の制度において、当初の確定申告時に適用額を記載した場合に限って適用できる特例措置の当初申告要件が廃止され、さらに

控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される特例措置についても、その控除額の制限が見直されました。

この改正によって、修正申告や更正の請求による事後的な特例の適用が可能となりましたが、租税特別措置法における試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度を例に、試験研究費等の額に仮に記載漏れがあったとしても、当初に記載された金額を変動させることができないことも紹介されていますので、特例の適用に当たっては注意しておきたいところです。

「雇用促進税制に関するQ & A」「雇用促進計画の受付件数」を発表

——受付件数は1月末で2万4,272件——

(厚生労働省)

厚生労働省は、2月22日に「雇用促進税制に関するQ & A」を、3月2日には雇用促進計画の受付件数の速報値を公表しました。

平成23年度税制改正で創設された雇用促進税制は、1年間で10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）従業員を増やすなどの要件を満たした事業主に対する税制優遇制度で、従業員の増加1人当たり20万円の税額控除を受けることができます。この優遇措置を受け

るためには、雇用促進計画を適用年度ごとにハローワークに提出する必要がある、この計画の受付は、平成23年8月1日から開始されています。

なお、公表された雇用促進計画の受付状況速報値によると、1月末までに提出された雇用促進計画は2万4,272件、一般被保険者の目標増加人数は17万1,165人にのぼっており、今後の雇用環境の改善が期待されます。

マイナンバー法案を国会に提出

——消費税増税に伴う低所得者対策に配慮——

(内閣官房)

政府は2月14日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（マイナンバー法案）」および「同法案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を国会に提出しました。

同法案では、社会保障制度の基盤となる「社会保障・税番号制度」の導入によって、国民の給付と負担の公平性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・ス

リム化が期待できるとしています。

さらに、この番号制度は、社会保障と税の一体改革において、消費税率を引き上げる時期に低所得者対策として検討している給付付き税額控除制度の導入の前提とされています。

今後の導入スケジュールは、平成26年6月をめどに個人番号と法人番号を交付し、平成27年1月から社会保障、税、防災分野から順次利用の開始が予定されていますので、国会審議の行方には注目しておきたいところです。

特定の資産の買換えの場合の課税の特例改正の適用時期について

——経過措置が明らかに——

(平成24年度税制改正)

3月30日に成立した「租税特別措置法等の一部を改正する法律」による平成24年度税制改正では、特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（9号買換え）の適用期限を平成26年12月31日まで3年延長するとされています。

この特例制度は、施行日（平成24年1月1日）以後に、個人または法人が長期所有（10年超）の事業用の土地、建物等を譲渡し、一定期間内に事業用の土地、建物等を取得したときは、一定の要件のもとで譲渡益の80%

の圧縮記帳が認められるというものです。

今回、取得する買換資産の土地等について、事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されるもので、面積が300㎡以上のものに限定するとの要件が新たに追加されています。ただし、①施行日前に資産等を譲渡した場合、②施行日以後に資産等を譲渡し、施行日前に資産等を取得した場合には旧法を適用するとされていますので、特例の適用にあたっては注意が必要です。

ワンポイント 税理士 岸田光正 消費税額計算における個別対応方式

1 仕入税額控除額の算定方式

消費税額の計算において、(1)課税売上割合が95%未満の事業者や、(2)課税売上割合が95%以上であっても、その課税期間の課税売上高が5億円超となる事業者は、その課税期間に支払った課税仕入れに係る消費税全額が控除対象とはならず、個別対応方式が一括比例配分方式によって、仕入税額控除額を計算する必要があります（なお、上記(2)については平成24年4月1日以後開始する課税期間から適用されます）。

2 個別対応方式による計算

両方式のうち個別対応方式とは、課税仕入れ等の消費税額を、①課税売上げにのみ対応するもの、②非課税売上げにのみ対応するもの、③両方に共通して対応するものに区分し、①の課税売上げにのみ対応するものに係る税額と、③の両方に共通して対応するものに係る税額に課税売上割合を乗じたものとの合計を控除税額とする方法です。

$$\text{算式} \quad \text{仕入税額控除額} = \text{課税売上げにのみ対応分 (①)} + \left(\text{共通対応分 (③)} \times \text{課税売上割合} \right)$$

3 課税売上げ、非課税売上げに対応するものの具体例

上記①から③に対応するものの具体例として、次のようなものが挙げられます。

- ① 課税売上げにのみ対応するもの
 - イ そのまま他に譲渡される課税資産の仕入高
 - ロ 課税資産の販売のみを行っている販売店に係る賃貸料、水道光熱費、通信費、販売員の交通費
 - ハ 課税資産の製造用にのみ消費・使用される原材料、容器、包み紙、機械及び装置、工具器具備品の購入高
 - ニ 課税資産に係る倉庫料、運送費、通信費、広告宣伝費、支払手数料、支払加工料
 - ホ 課税資産に係る販売促進等のために得意先に配付する試供品、試作品の購入費用
- ② 非課税売上げにのみ対応するもの
 - イ 販売用土地に係る造成費、販売手数料
 - ロ 土地売却の際の仲介手数料
 - ハ 賃貸用住宅の建築費
 - ニ 有価証券の売却の際の売買手数料、保護預り料
- ③ 共通して対応するもの
 - イ 課税商品と非課税商品とを販売している店舗の賃貸料や水道光熱費、広告宣伝費等
 - ロ 法人の本社機能における総務や経理、人事など管理部門の業務運営に要する費用

4 個別対応方式により計算する場合の留意点

個別対応方式により計算するためには、課税仕入れ等を上記①から③までの3つに区分する必要があります。

なお、課税仕入れ等の中から①の課税売上げにのみ対応するものだけを抽出し、それ以外のものを③の共通して対応するものとすることは認められません。

ただし、例えば、非課税売上げが預金利息しかない事業者で、3つに区分したが、②の非課税売上げにのみ対応するものはなく、結果的に①の課税売上げにのみ対応するものと③の共通して対応するものしかなかったというような場合には個別対応方式による計算が可能であると思われます。